

令和2年9月15日

保護者 様

安 城 市 教 育 委 員 会
安城市立安城北部小学校長
榊原 重幸

発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

文部科学省より『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について』が通知されました。

愛知県は、「地域の感染レベル※¹」が「レベル2※²」相当と考えられますので、文部科学省から示されている感染症対策について、原則、下記のように対応してまいります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 文部科学省からの通知

(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」(2020.9.3 Ver.4))

○発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅休養することを徹底します(レベル3およびレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校させないようにしてください)。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

※1 ; 「地域の感染レベル」裏面参照

※2 ; 安城市は、愛知県の感染レベルに準じている

2 学校の対応と保護者へのお願い

(1) 本人に発熱等の風邪の症状がある場合

・症状がなくなるまでは自宅で休養します。

(2) 登校後、本人に発熱等の風邪の症状が出た場合

・学校より保護者に連絡をし、お迎えをお願いいたします。兄弟姉妹がいる場合、一緒に早退させます。

・中学校に在籍する兄弟姉妹についても早退させます。学校間で連絡を取り合い、中学校からも保護者に連絡をします。(上記1)

(3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合

・登校させないでください。(上記1)

(4) 登校後、同居家族に発熱等の風邪の症状が出た場合

・お子さんの在籍する小中学校へ連絡をしていただき、本人及び兄弟姉妹のお迎えをお願いいたします。(上記1)

(5) 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合

・登校させないでください。

問い合わせ先 教頭 秋吉 知久
電話 0566-98-0825

資 料

「地域の感染レベル」

レベル 3

生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

- ・ 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近 1 週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域

レベル 2

生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

- ・ 特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況モニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じて、知事が特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を実施する地域

及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル 1

生活圏内の状況が、「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル 2 に当たらないもの

- ・ 新規報告者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域